

操舵室と操舵室に隣接するロッカ室間の境界の防熱に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

操舵室と操舵室に隣接するロッカ室間の境界の防熱に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 9 規則において規定される各区画の保全防熱性に関し、操舵室と操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室との境界の保全防熱性について、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会（SSE3）において審議された。

審議の結果、当該ロッカ室を防火構造上は制御場所とみなした上で、操舵室に火災危険性の低い区域が隣接する場合の軽減規定である表 9.3 の脚注 c、表 9.5 の脚注 e 及び表 9.7 の脚注 c を準用することで、当該境界の保全防熱性として B-0 級を要求することが合意された。

SSE3 での合意に基づき、2017 年 3 月に開催された SSE4 にて、操舵室と操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室との境界に B-0 級の保全防熱性を要求する旨の統一解釈が合意され、本年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）にて MSC サーキュラーとして承認された。

このため、承認された MSC サーキュラーに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

操舵室に隣接し同場所からのみ出入り可能なロッカ室は、防火構造上、「制御場所」とみなし、操舵室と当該ロッカ室との境界の保全防熱性は B-0 級とした。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R9.2.3, 表 R9.2.3-1., R9.2.4